

大気汚染防止法・沖縄県生活環境保全条例(大気)

届出の手引き

(Ver2.4)

(大気汚染防止法の揮発性有機化合物排出施設関係抜粋)

平成 28 年 4 月

沖縄県環境部環境保全課

目 次

1. はじめに	1
2. 定 義	1
5) 揮発性有機化合物	
6) 揮発性有機化合物排出施設	
3. 届出を要する施設	
5) 大気汚染防止法に係る揮発性有機化合物排出施設.....	2
6) 適用除外.....	2
6. 揮発性有機化合物に係る排出基準及び測定義務	3
11. 届出について	5
12. 計画変更等の命令等	6
13. 届出に係る事務の流れ	7
(1) 大気汚染防止法に係る届出	7
ばい煙発生施設、揮発性有機化合物排出施設の設置（変更）の届出の流れ	8

1 はじめに

事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる公害のうち大気汚染については大気汚染防止法（以下「法」という。）で規制を行っている。また本県においては沖縄県生活環境保全条例（以下「条例」という。）による規制も行っている。

法及び条例は、事業活動に伴って発生する「ばい煙」、「粉じん」、「揮発性有機化合物」の排出を規制すること等により、住民の健康を保護するとともに、生活環境を保全することを目的としている。

また、法及び条例では、ばい煙、粉じん、揮発性有機化合物を排出、又は発生する施設等の種類と規模を定めて「ばい煙発生施設（法、条例）」、「一般粉じん発生施設（法、条例）」、「特定粉じん発生施設（法）」、「特定粉じん排出等作業（法、条例）」、「揮発性有機化合物排出施設（法）」とし、それらの施設等に関する各種の届出を義務づけており、ばい煙、揮発性有機化合物の排出基準、一般粉じん等施設の構造並びに使用及び管理に関する基準、特定粉じんの飛散防止のための作業基準等が定められている。

2 定 義

5) 揮発性有機化合物（VOC ; volatile organic compounds）

「揮発性有機化合物」とは、大気中に排出され、又は飛散した時に気体である有機化合物（浮遊粒子状物質及びオキシダントの生成の原因とならない物質として政令で定める物質を除く。）をいう。

VOCに該当する主な物質 (1)トルエン(2)キシレン(3)1,3,5-トリメチルベンゼン
(4)酢酸エチル(5)デカン(6)メタノール(7)ジクロロメタン
(8)メチルエチルケトン など

6) 揮発性有機化合物排出施設（VOC排出施設）

法第2条第5項に規定するものをいい、令別表第1の2に示す施設が該当する。

3 届出を要する施設と規制物質

5) 表3 大気汚染防止法に係る揮発性有機化合物排出施設

(規則令別表1の2)

		項	施設の種類	施設の規模	規制基準
大 気 汚 染 防 止 法	揮 発 性 有 機 化 合 物 排 出 施 設	1	揮発性有機化合物を溶剤として使用する化学製品の製造の用に供する乾燥施設（揮発性有機化合物を蒸発させるためのものに限る。以下同じ。）	送風機の送風能力（送風機が設置されていない施設にあつては、排風機の排風能力。以下同じ。）が3,000 m ³ /h以上	VOCの排出基準
		2	塗装施設（吹付塗装を行うものに限る。）	排風機の排風能力が100,000 m ³ /h以上	
		3	塗装の用に供する乾燥施設（吹付塗装及び電着塗装に係るものを除く。）	送風機の送風能力が10,000m ³ /h以上	
		4	印刷回路用銅張積層番、粘着テープ若しくは粘着シート、はく離紙又は包装材料（合成樹脂を積層するものに限る。）の製造に係る接着の用に供する乾燥施設	送風機の送風能力が5,000m ³ /h以上	
		5	接着の用に供する乾燥施設（前項に掲げるもの及び木材又は木製品（家具を含む。）の製造の用に供するものを除く。）	送風機の送風能力が15,000m ³ /h以上	
		6	印刷の用に供する乾燥施設（オフセット輪転印刷に係るものに限る。）	送風機の送風能力が7,000m ³ /h以上	
		7	印刷の用に供する乾燥施設（グラビア印刷に係るものに限る。）	送風機の送風能力が27,000m ³ /h以上	
		8	工業の用に供する揮発性有機化合物による洗浄施設（当該洗浄施設において洗浄の用に供した揮発性有機化合物を蒸発させるための乾燥施設を含む。）	洗浄施設において揮発性有機化合物が空気に接する面の面積が5 m ² 以上	
		9	ガソリン、原油、ナフサその他の温度37.8度において蒸気圧が20kPaを超える揮発性有機化合物の貯蔵タンク（密閉式及び浮屋根式（内部浮屋根式を含む。）のものを除く。）	容量が1,000kL以上	

※「乾燥施設」は、VOCを蒸発させるためのものに限る。

※「送風機の送風能力」が規模の指標となっている施設で、送風機がない場合は、排風機の排風能力を規模の指標とする。

6) 適用除外（法第27条第1項）

- 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第16号に規定する電気工作物、ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第13項に規定するガス工作物又は鉱山保安法（昭和24年法律第70号）第13条第1項の経済産業省令で定める施設であるばい煙発生施設、特定施設、揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設又は特定粉じん発生施設（以下「ばい煙発生施設等」という。）において発生し、又は飛散するばい煙、特定物質、揮発性有機化合物、一般粉じん又は特定粉じん（以下「ばい煙等」という。）を排出し、又は飛散させる者については、各々の法律に基づき届出を行うこととなる（大気汚染防止法の届出の対象外）。

6 揮発性有機化合物に係る排出基準及び測定義務

表 8-1 大気汚染防止法に係る揮発性有機化合物排出施設のVOC排出基準

(法施行規則別表第5の2)

		項	施設の種類	排出基準	
大 気 汚 染 防 止 法	揮 発 性 有 機 化 合 物 排 出 施 設	1	揮発性有機化合物を溶剤として使用する化学製品の製造の用に供する乾燥施設（揮発性有機化合物を蒸発させるためのものに限る。以下同じ。）	600ppmC	
		2	塗装施設（吹付塗装を行うものに限る。）	自動車の製造の用に供するもの	既設 700ppmC(H18.3.31 以前) 新設 400ppmC
				その他のもの	700ppmC
		3	塗装の用に供する乾燥施設（吹付塗装及び電着塗装に係るものを除く。）	木材・木製品（家具を含む）の製造の用に供するもの	1,000ppmC
				その他のもの	600ppmC
		4	印刷回路用銅張積層板、粘着テープ若しくは粘着シート、はく離紙又は包装材料（合成樹脂を積層するものに限る。）の製造に係る接着の用に供する乾燥施設	1,400ppmC	
		5	接着の用に供する乾燥施設（前項に掲げるもの及び木材又は木製品（家具を含む。）の製造の用に供するものを除く。）	1,400ppmC	
		6	印刷の用に供する乾燥施設（オフセット輪転印刷に係るものに限る。）	400ppmC	
		7	印刷の用に供する乾燥施設（グラビア印刷に係るものに限る。）	700ppmC	
		8	工業の用に供する揮発性有機化合物による洗浄施設（当該洗浄施設において洗浄の用に供した揮発性有機化合物を蒸発させるための乾燥施設を含む。）	400ppmC	
9	ガソリン、原油、ナフサその他の温度37.8度において蒸気圧が20kPaを超える揮発性有機化合物の貯蔵タンク（密閉式及び浮屋根式（内部浮屋根式を含む。）のものを除く。）	60,000ppmC※			

※ 「ppmC」とは、排出濃度を示す単位で、炭素換算の容量比百万分率である。

※ H18.4.1以前に設置された貯蔵タンクは、H22.4.1から当分の間、容量が2,000kl以上のものについて適用する。

表 8-2 揮発性有機化合物排出施設の測定義務

(法第 17 条の 12、法規則第 15 条の 3)

対 象	届出の対象となる揮発性有機化合物排出施設
測定頻度	年 1 回以上 (稼働させている時間帯において、最も負荷のかかる時に測定)
測定方法	平成 17 年 6 月 10 日環境省告示第 61 号に基づく測定方法
記録保存	3 年間保存

1.1 届出について

届出は、その施設の規模等によって大気汚染防止法に該当する場合は法律の様式を用い、県生活環境保全条例に該当する場合は条例の様式で届出する。

表 10

	届出の種類	届出の期限	届出の様式	添付書類	提出先
揮発性有機化合物排出施設	設置の届出 (新しく施設を設置するとき)	(法律) 設置する60日以前	(法律) 揮発性有機化合物排出施設設置 (使用、変更)届出書	1. VOC 排出施設の構造概要図(カタログ等) 2. VOC 処理施設の構造概要図(排出ガス導管中の排出ガス測定箇所も示すこと。) 3. 事業場内の施設及び建物の配置図 4. 付近の見取図及び所在地を示す縮尺5万分の1地形図 5. 緊急連絡用の電話番号その他緊急時における連絡方法 6. VOC の排出、処理に係る操業の系統の概要	(法律) 管轄保健所に正本に写しを1部添えて提出。 (条例) 管轄保健所に正本に写しを1部添えて提出。
	経過措置に伴う届出 (届出を要する施設となった際すでに設置しているとき)	(法律) 届出を要する施設となった日から30日以内			
	構造等変更の届出 (施設の構造や燃料を変更するとき)	(法律) 構造等の変更を行う60日以前			
ばい煙・一般粉じん・VOC 共通	氏名・名称・住所・所在地変更の届出	(法律・条例) 変更の日から30日以内	(法律)氏名等変更届出書 (条例)氏名等変更届出書		
	使用廃止の届出	(法律・条例) 廃止の日から30日以内	(法律)ばい煙発生施設(一般粉じん発生施設、揮発性有機化合物排出施設)使用廃止届出書 (条例)ばい煙発生施設(一般粉じん発生施設、汚水等排出施設)使用廃止届出書		
	承継の届出	(法律・条例) 承継のあった日から30日以内	(法律)ばい煙発生施設(一般粉じん発生施設、揮発性有機化合物排出施設)承継届出書 (条例)承継届出書		

1.2 計画変更等の命令等

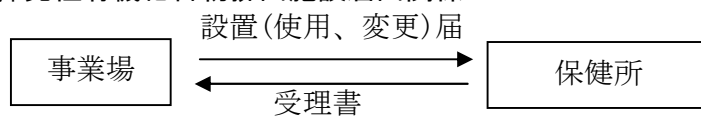
表 11

		勸告・命令の基準	勸告・命令の内容	罰則
VOC排出施設	計画変更命令	施設の設置又は構造等の変更の届出の際、VOC濃度が排出基準に適合しないと認めるとき。	施設の設置又は構造等の変更の届出に対する計画の変更又は計画の廃止。	法律：1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
	命令等改善	排出されるVOC濃度が排出基準に適合しないと認めるとき。	施設の構造若しくは使用の方法若しくはVOCの処理の方法の改善、又は施設の使用の一時停止。	

1.3 届出に係る事務の流れ

(1) 大気汚染防止法に係る届出

① ばい煙発生施設、揮発性有機化合物排出施設届出関係



設置（使用、変更）届は、正本及びその写しの2部、提出する必要があります。

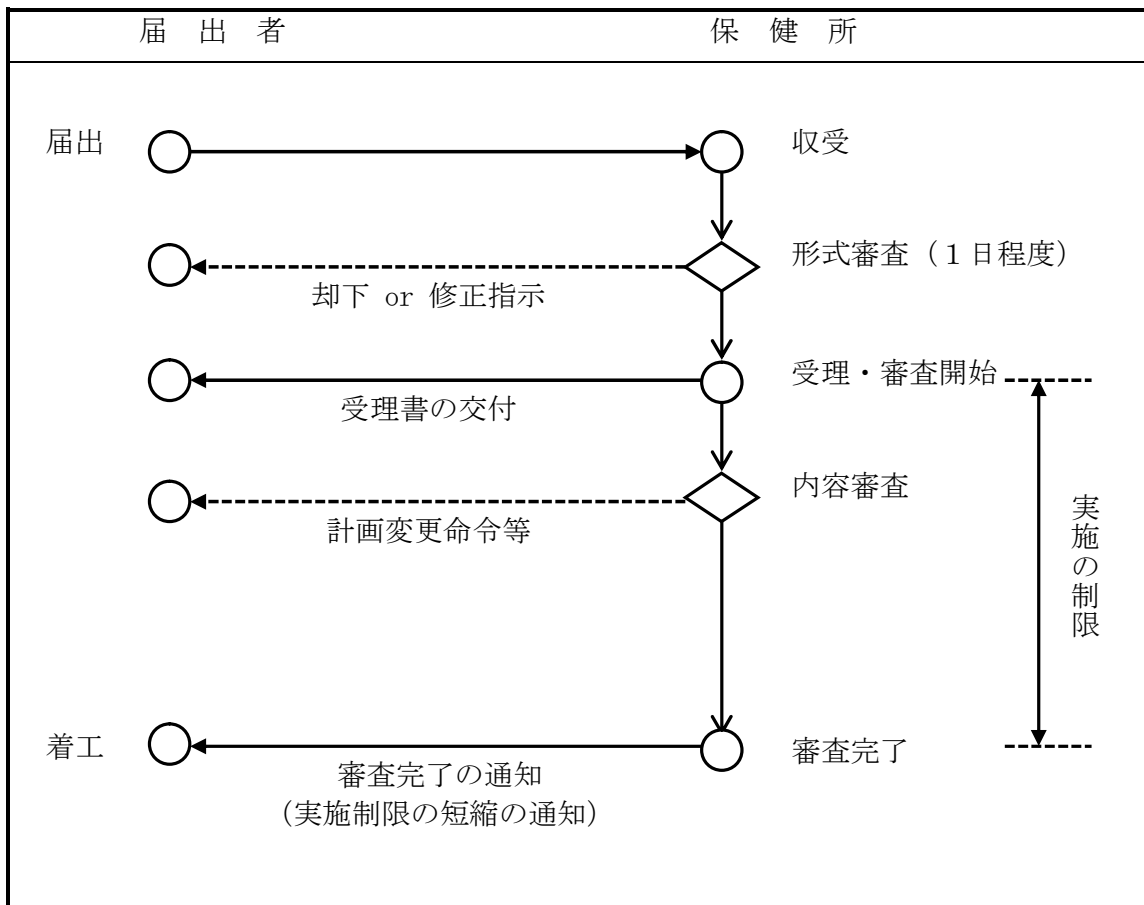
また、二以上のばい煙発生施設等（揮発性有機加工物排出施設を含む。）が次のどちらにもあてはまる場合、その種類ごとに1つの届出書で届出ができます。

○同一の工場又は事業場に設置されている。

○その種類（令別表第一、令別表第一の二又は令別表第二の項ごとの区分をいう。）が同一である。

受理書は設置届（法6条第1項、法17条の4第1項）、経過措置に伴う届出（法7条第1項、法17条の5第1項）、構造等の変更届（法8条第1項、法17条の6第1項）を受理した時（書面審査終了時）に交付されます。

ばい煙発生施設、揮発性有機化合物排出施設の設置(変更)の届出の流れ



※提出された届出書が形式上の要件を満たしていない場合は、却下又は修正を求めます。形式上の要件に適合して、初めて受理となります。

※受理日から原則として60日は実施の制限がかかります。

※届出内容が法令等に規定する要件に適合していると認められたとき、審査完了の通知を行います。この通知をもって、実施の制限は解除されます。

番号	項目	説明
1	形式審査	提出された届出書の形式上の要件（記載漏れがないかどうか、天部資料がそろっているかどうか）を満たしているか審査します。
2	受理	届出書が形式上の要件を満たしている場合、受理書を交付します。
3	内容審査	届出内容が大気汚染防止法又は県生活環境保全条例の規定する要件（排出基準等）を満たしているか審査します。
4	計画変更命令等	大気汚染防止法又は県生活環境保全条例の基準に適合していないと認めるときは計画の変更又は廃止を命ずることがあります。
5	審査完了	届出内容が大気汚染防止法又は県生活環境保全条例の規定する要件を満たしていることを知事が決定します。